

第 6233 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 5日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ マンションの駐車場と消費税

Q : マンションの駐車場には消費税がかかりますか、それとも非課税ですか？

A : 契約内容によって違います。

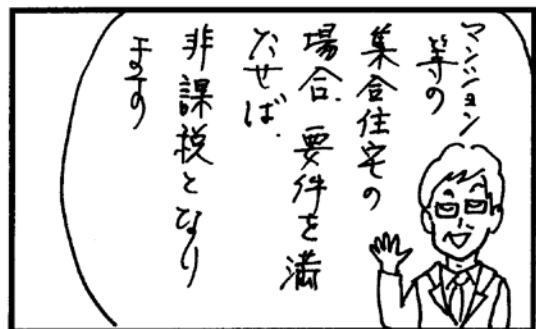
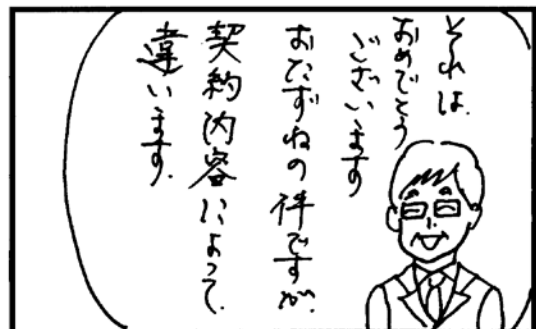
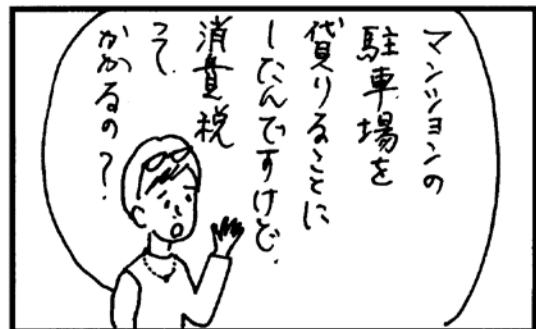
【解説】

住宅の貸付は消費税法上、非課税ですが、駐車場としての土地の貸付にかかる収入は課税とされています。

このため、駐車場付の住宅を貸す場合には、住宅の貸付と駐車場部分の貸付をどのように区分するかが問題になりますが、マンション等の集合住宅にかかる駐車場については、次のいずれの要件も満たす場合に限り、その駐車場部分を含めた全体が住宅の貸付に該当するものとして取り扱ってよいこととされています。

- ①入居者について1戸当たり1台以上の駐車スペースが確保されていること
- ②自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられていること
- ③住宅の貸付の対価とは別に駐車場使用料を収受していないこと

つまり、入居者全員に対して無条件で駐車スペースが割り当てられており、かつ、同一場所で駐車場の使用料等を徴収していないという場合には、その駐車場を含めた全体が住宅の貸付に該当するものとして取り扱われ、この場合には、消費税が非課税とされるということです。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】